

『美術品等』に変わりました。

2014/12/19の国税庁HPの公表された通達改正では、以前の『書画こつとう等』という表現がなくなりました。



① 80万円の油絵を購入しました。損金に落とせますか。

改正通達は『取得価額が1点 100万円未満であるものは減価償却資産と取り扱う。』としています。以前の20万円基準とか、号2万円基準、美術年鑑掲載基準はなくなりました。

減価償却資産として経費になります。つまり、30万円未満ならば、少額資産として全額が損金になります。30万円以上ならば、『器具備品』-『室内装飾品』-『その他のもの』として『8年』の耐用年数にて減価償却します。

② 80万円で、金属製の置物を購入しました。どうでしょうか。

100万円未満でも、『時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなるものを除く。』となっています。素人では、判断できないことです。前問①の絵画についても、その点が考慮されます。

また、『古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値又は希少価値を有し、代替性のないもの』も非減価償却資産になります。江戸時代以前の鎧・甲や古文書、古代遺跡からの出土品などです。西洋のアンティークと称されるものについては、個々に判断されるように思う。

上記の置物は、減価償却資産とすると『器具備品』-『室内装飾品』-『主として金属性のもの』として『15年』の耐用年数にて減価償却します。

③ 平成27年3月10日に購入し、会社の応接室に置きました。

平成27年1月1日以降に取得する美術品等に適用されます。

④ 以前に購入して非減価償却資産になっている『書画こつとう等』に救済はないのか

事業の用に継続して供しているときは、『適用初年度』に減価償却資産として扱える。つまり、適用初年度の開始の日に取得し、事業の用に供したものとみなされます。税務上、経費として、認めもらえる場合も、出てきました。ただ、会計上、この処理を強制されるものではありません。

『適用初年度』とは、3月決算ならば、平成27年4月1日になります。12月決算企業は、平成27年1月1日です。

30万円未満ならば、少額資産の特例も利用できます。

もちろん、②の条件に該当しないことが必要ですが。

固定資産台帳の片隅に、眠っていた資産が、経費になるのですから、企業にとっては朗報です。